

令和4年5月25日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社おかむら
業者の住所 : 愛知県名古屋市中川区宮脇町1-33
- 指名停止措置期間 : 令和4年5月25日から令和4年6月24日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)おかむらの元使用人が、台船から廃棄物であるワイヤーを海域へ投棄したとして、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反により、令和4年3月31日、半田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたものである。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)おかむらの元使用人が公訴を提起され、罰金刑の略式命令が確定したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	早川 保弘	電話番号 (052) 953-8138
	建設専門官	田川 慎二	